

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	個別労働紛争の解決の促進を図ること
--------------	-------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	7	個別労働紛争の解決の促進を図ること
施策目標	7-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること
個別目標	1	個別労働紛争の迅速適正な解決を図ること
(主な事務事業) ・個別労働紛争対策の促進		
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働関係紛争」という。)を実情に即して迅速かつ適正に解決するため、以下の総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。 ① 都道府県労働局による情報提供、相談等 ② 都道府県労働局長による助言・指導 ③ 紛争調整委員会によるあっせん		
2 根拠法令 ○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)		
主管部局・課室	大臣官房地方課労働紛争処理業務室	
関係部局・課室	—	

2. 現状分析

社会経済情勢の変化に伴う企業再編、人事労務管理の個別化等を背景に、個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。このため、平成13年より、労働関係から生じるあらゆる紛争の解決促進を目的とする「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」(以下「法」という)に基づき、労働者と事業主との間の紛争に対して、都道府県労働局長による情報提供・相談等、都道府県労働局長による助言・指導制度及び紛争調整委員会によるあっせん制度の運用を行ってきたところである。なお、法施行後の制度の運用状況をみると、助言・指導の申出受付件数及びあっせん申請受理件数も概ね増加しており、紛争を解決するための援助制度へのニーズはますます高まっていると考えられる。
--

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	民事上の個別労働紛争相談件数 (単位:件)(-)	103,194	140,822	160,166	176,429	187,614
2	助言・指導申出受付件数 (単位:件)(-)	2,332	4,377	5,287	6,369	5,761
3	あっせん申請受理件数 (単位:件)(-)	3,036	5,352	6,014	6,888	6,924
4	処理期間毎の割合(助言・指導、 あっせん)(単位:%)(-)	76、61	90、64	94、67	95、64	93、67
(調査名・資料出所、備考)						

- ・指標１～４は、大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる。
- ・指標４は、助言・指導、あっせんそれぞれの手続終了件数に占める処理期間１か月以内のものの割合（パーセント）を示すもの。

施策目標の評価

民事上の個別労働関係紛争については、最終的には民事裁判で解決されるべきものであるが、現実の問題として、多くの手間、期間、費用等がかかることとなる。よって、簡易、迅速、無料を旨とする個別労働紛争解決制度は紛争の解決に大きく寄与しているものと考えられる。

助言・指導受付件数は減少に転じたものの、民事上の個別労働紛争相談件数及びあっせん申請受理件数は引き続き増加しており、個別労働紛争解決制度が紛争解決の手段として有効であること、また、それぞれの制度の特性を活かした迅速かつ適正な処理を行っており、運用が効率的になされていることから、目標達成に向けて進展があったと評価できる。

4. 個別目標に関する評価

個別目標１ 個別労働紛争の解決の促進を図ること

個別目標に係る指標

アウトプット指標

(達成水準／達成時期)

	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1 民事上の個別労働紛争相談件数 (単位：件) (－) ※施策目標に係る指標１と同じ。	103,194	140,822	160,166	176,429	187,614
2 助言・指導申出受付件数 (単位：件) (－) ※施策目標に係る指標２と同じ。	2,332	4,377	5,287	6,369	5,761
3 あっせん申請受理件数 (単位：件) (－) ※施策目標に係る指標３と同じ。	3,036	5,352	6,014	6,888	6,924
4 処理期間毎の割合(助言・指導、 あっせん) (単位：%) (－) ※施策目標に係る指標４と同じ。	76, 61	90, 64	94, 67	95, 64	93, 67

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標１～４は、大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる。
- ・指標４は、助言・指導、あっせんそれぞれの手続終了件数に占める処理期間１か月以内のものの割合（パーセント）を示すもの。

参考指標

	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1 労働審判の申立件数 (単位：件)	－	－	－	－	1,163 (919)

(調査名・資料出所、備考)

- ・参考指標１は、最高裁判所の公表によるものである。
- ・数値は、平成１９年３月末現在の数値で、各地方裁判所への申立件数を示す。() は、申立件数のうち、審理が終了した件数を示す。なお、労働審判制度は平成１８年４月より開始されたため、平成１４～平成１７の欄への記載はなし。

個別目標１に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

(有効性の観点から)

① 民事上の個別労働紛争相談件数

労働基準法等法令違反を伴わない民事上の個別労働関係紛争に関する相談件数は、平成１８年度が１８７，６１４件で、平成１７年度の１７６，４２９件と比較すると１．０６倍に増加している。

② 助言・指導申出受付件数

都道府県労働局長による助言・指導に係る申出受付件数は、平成１８年度が５，７６１件で、平成１７年度の６，３６９件と比較すると０．９１倍に減少している。

③ あっせん申請受理件数

紛争調整委員会によるあっせんに係る申請受理件数は、平成１８年度で６，９２４件であり、平成１７年度の６，８８８件と比較すると１．０１倍に増加している。個別労働紛争解決制度に関する件数のうち、助言・指導申出受付件数が平成１３年１０月の制度発足以来初めて減少に転じたものの、依然として高水準で推移している。

このことは、利用者である労働者及び事業主にとって、労働審判制度、民事裁判

<p>制度等種々の紛争解決手段が存在する中で、紛争解決の手段として簡易に利用できる制度として利用者のニーズに合致し有効に機能していると評価できる。 (効率性の観点から) 都道府県労働局長による助言・指導制度及び紛争調整委員会によるあっせん制度は、その多くが1か月以内に処理されていることから、それぞれの特性を生かした迅速かつ適正な処理が行われており、効率的な運用がなされていると評価できる。</p>	
<p>施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要</p>	
<p>事務事業名</p>	<p>個別労働紛争対策の推進</p>
<p>平成18年度 予算額</p>	<p>1,384百万円（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）</p>
<p>実施主体</p>	<p>本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（総合労働相談コーナー）</p>
<p>概要： 平成13年より施行されている労働関係から生じるあらゆる紛争の解決促進を目的とする「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、以下の事業を実施。</p> <p>① 都道府県労働局による情報提供、相談等 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行う。このため、総合労働相談窓口（全国約300カ所。以下参照）を設け、総合労働相談員が労働問題に関する相談について対応する。 ・ 都道府県労働局総務部企画室 ・ 主要労働基準監督署庁舎内 ・ 主要都市の駅周辺ビル</p> <p>② 都道府県労働局長による助言・指導 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（男女雇用機会均等法第12条に規定する紛争を除く。）に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。</p> <p>③ 紛争調整委員会によるあっせん 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（男女雇用機会均等法第12条に規定する紛争を除く。）について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、都道府県労働局に設置した紛争調整委員会（労働問題の専門家である学識経験者により組織）にあっせんを行わせる。</p>	

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
 - i 組織体制の見直しの検討
 - ii 予算の見直しの検討
 - iii 事務事業の新設の検討
 - iv その他（ ）
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
- ④会計検査院による指摘

なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当なし。